

藤沢市一般廃棄物処理基本計画の改定について（最終報告）

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とする「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、目標達成に向け取り組んでいます。

今年度、本計画の改定にあたり、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画(改定素案)」について、藤沢市廃棄物減量等推進審議会、市議会、パブリックコメントにて意見等をいただいたことから、これらの意見を反映した「藤沢市一般廃棄物処理基本計画(改定案)」を令和4年1月の藤沢市廃棄物減量等推進審議会において審議し、市議会定例会に最終案として報告するものです。

1 パブリックコメントの実施結果

- (1) 意見の募集期間 令和3年11月10日から12月10日まで
- (2) 意見の件数 19件
- (3) 意見提出者数 13人
- (4) 主な意見の内容と市の考え方

ア 戸別収集、ごみ処理有料化の継続に関する主な意見

意見番号	項目	意見の内容
1～3	第3章 第2節 ごみ処理基本 計画の改定 6 基本方針1 積極的に3Rに取り組 むまちづくりの実現	○市県民税を年間数十万円払っているのに、どうしてゴミが有料なのか意味不明です。税金を何に使っているのか。(同様意見他1件) ○焼却ゴミの有料化もとんでもない話です。行政は、住民負担を強めるのではなく、市民生活改善に知恵とお金を使ってください。

(本市の考え方)

ごみ処理有料化後は、市民の皆様のご協力により、ごみ量は減少傾向になっていますが、食品ロス削減やCO₂排出量削減の観点から更なる減量が必要です。

令和2年度実績における、20L相当の指定収集袋1袋のごみ処理（収集・中間処理・最終処分）には約169円を要しており、市民の皆様には、約25%の40円を手数料としていただいています。ごみを処理するのに必要な費用については、毎年、ごみの種類別に処理原価（円/t）を算出していますので、新たに本計画第3章のごみ処理経費の項目に内容を追加することとします。

修正後	修正前
32頁、33頁 ごみの種類別処理原価についての内容を追加記載します。 ○表3-7 種類別処理原価一覧 ○図3-14 種類別処理原価推移図（可燃・不燃・大型） ○図3-15 種類別処理原価推移図（資源）	記載なし

イ プラスチックごみの削減に関する主な意見

意見番号	項目	意見の内容
5～14	第3章 第2節 ごみ処理基本計画の改定 6 基本方針1 積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現	○プラゴミ有料化の計画があると聞きました。有料化に反対します。（同様意見他8件） ○プラゴミを有料化する前にゴミの学習会をしましょう。

（本市の考え方）

世界的にプラスチックごみの排出量を減らす取組が行われており、指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては、バイオマスプラスチックを使用するよう、自治体は取組を進めることになっています。

プラスチックは、その利便性から生活に不可欠ですが、市民の皆様がごみを出さないライフスタイルの実践に取り組んでいただく事も必要です。

本市においては、上記の動向を踏まえ、プラスチック製容器包装や商品プラスチックについては有料化ではなく、バイオマスプラスチックの利用促進の観点から、他自治体における指定収集袋での回収事例等を調査する内容に修正します。

修正後	修正前
<p>71頁</p> <p>⑦プラスチックごみの削減 (省略)</p> <p>また、プラスチック製容器包装や商品プラスチックについては、今後も分別や資源化の促進を継続しながら、<u>バイオマスプラスチックの利用促進の観点から、他市における指定収集袋での回収事例等を調査します。</u></p>	<p>69頁</p> <p>⑦プラスチックごみの削減 (省略)</p> <p>また、プラスチック製容器包装や商品プラスチックについては、今後も分別や資源化の促進を継続しながら、<u>将来的にごみ処理手数料の改定を行う場合には、プラスチックについても有料化の対象として検討します。</u></p>

ウ 循環型社会形成への要請に関する主な意見

意見番号	項目	意見の内容
16～18	<p>第3章</p> <p>第2節 ごみ処理基本計画の改定</p> <p>6 基本方針1</p> <p>積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現</p>	<p>○有料化することを検討ではなく製造者にプラスチック製品でない製品を使うように要請することの方が大事だと考えます。</p> <p>(同様意見他2件)</p>

(本市の考え方)

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行される予定であることから、様々な製品に対する事業者責務としての拡大生産者責任の強化について、引き続き、国へ要請・要望していきます。

また、市内の事業者等に対しても循環型社会の実現に向けて、啓発や指導等を行います。

2 その他の修正

第5章生活排水処理基本計画については、令和3年度に改定作業を行っている、ふじさわ下水道ビジョン(案)の内容に合わせて修正しました。

3 今後の進め方

藤沢市一般廃棄物処理基本計画(改定案)に対する議会でのご意見等を踏まえ、3月中に改定を行い、市のホームページ等で周知を図ります。

また、毎年度の一般廃棄物処理実施計画を定め、一般廃棄物の処理を進めていくとともに、目標値等の指標を確認しながら計画の達成状況を把握していきます。

4 資料

資料2 藤沢市一般廃棄物処理基本計画（改定素案）についてのパブリック
コメント実施結果

資料3 藤沢市一般廃棄物処理基本計画（改定案）

以上
（環境部 環境総務課）